

令和 8 年度

都市再生地籍調査事業（2 項委託）業務委託

（西小倉地区⑦-4）

特記仕様書

宇治市

建設総務課

第一章 総 則

(目的)

第1条 本仕様書は、宇治市（以下「甲」という。）が、国土調査法第10条第2項の規定に基づき実施する都市再生地籍調査事業（以下「2項委託」という。）に伴う調査及び測量業務の各作業方法を国土交通省令で定める要件に該当する本業務受託法人（以下「乙」という。）が円滑に実施する上で必要な事項を定めるものである。

(準拠する法令等)

第2条 本業務の実施にあたっては本仕様書のほか、請負契約書及び下記の関係法令等に基づき実施する。

- (1) 国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年3月31日政令第59号）
- (3) 国土調査法施行規則（平成22年10月12日国土交通省令第50号）
- (4) 国土調査事業事務取扱（昭和47年5月1日経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達）
- (5) 地籍調査作業規程準則（昭和32年10月24日総理府令第71号）（以下「準則」という。）
- (6) 地籍調査作業規程運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）（以下「運用基準」という。）
- (7) 電子基準点のみを与点とする地籍図根三角測量 解説-準則改訂版-（平成28年4月25日版国土交通省土地・建設産業局地籍整備課）
- (8) 電子基準点のみを与点とする地籍図根多角測量マニュアル（平成29年4月10日国土籍第3号）
- (9) 単点観測法による細部図根測量マニュアル（平成29年4月10日国土籍第4号）
- (10) 一筆地測量におけるネットワーク型RTK法による単点観測法マニュアル-改訂版-（平成28年6月国土交通省土地・建設産業局地籍整備課）
- (11) マルチGNSS測量マニュアル（平成29年3月23日国土籍第376号）
- (12) 地籍測量及び地積測定における作業の記録・成果の記載例（平成29年11月21日付け国土籍第322号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (13) 地籍図作成要領（令和3年3月2日国不籍第489号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (14) 地籍簿作成要領（令和3年3月31日国不籍第581号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (15) 地籍調査事業（外注）実施要領（平成15年4月1日国土国第504号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (16) 地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年3月14日国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (17) 地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年3月14日国土国第598号国

土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)

- (18) 国土調査法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令（平成 22 年国土交通省令第 50 号）
- (19) 地籍調査事業（2 項委託）実施要領（平成 24 年 3 月 29 日国土籍第 567 号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (20) 2 項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（令和 6 年 6 月 28 日国不籍第 285 号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (21) 地籍調査の成果の認証の請求又は認証の承認申請に係る書類の作成要領（令和 6 年 6 月 28 日国不籍第 277 号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (22) 地籍調査成果システム化の実施について（昭和 61 年国土国第 221 号国土庁土地局国土調査課長指示）
- (23) 地籍調査成果電子納品要領（令和 7 年 4 月国土交通省土地・建設産業局地籍整備課）
- (24) 地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン（平成 29 年 4 月国土交通省土地・建設産業局地籍整備課）
- (25) 「地籍調査必携 2024 年版」
- (26) 測量法（昭和 24 年 6 月 3 日法律第 188 号）
- (27) 宇治市財務規則
- (28) 個人情報保護に関する法律
- (29) 宇治市地籍調査作業規程
- (30) 不動産登記法等関連法規（参考）
- (31) その他関係法令

（履行期間）

第 3 条 本委託の履行期間は令和 9 年 3 月 24 日までとする。

（提出書類）

第 4 条 委託金額が 100 万円以上となる場合、受託者は測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）の入力システムにより、（財）日本建設情報センター（JACIC）にデータ登録するものとする。

- 2 登録には、業務契約時登録、業務完了時登録及び必要に応じて変更時登録があり、監督職員の確認を受けて行うものとする。また、登録確認のため、同センターが発行する「TECRIS 受領書」の写しを監督職員に提出するものとする。

（受託法人の要件）

第 5 条 受託法人は、京都府内に本店、支店または営業所を有し、国土調査法第 10 条第 2 項に規定する国土交通省令で定める次の要件に該当するものであること、かつ、地籍調査の実施を通じて、地籍調査の各工程について、知識と経験、工程等の管理に関する能力を有するものであること。

- 2 国土調査を適確に実施するに足る技術的な基礎を有するものであること。

- 3 法人の役員又は職員の構成が、国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 4 国土調査以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 5 前四項に定めるもののほか、国土調査を実施するにつき十分な適格性を有するものであること。

(実施計画等)

第6条 本業務を遂行するにあたり、乙は契約締結後7日以内に次の書類を甲に提出し、承認を得ること。また、その計画を変更しようとする時も同様とする。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表
- (4) 主任技術者届、現場代理人届及び作業従事者届
- (5) 受託監督者（工程管理者）及び受託検査者届
- (6) 技術者経歴証明書
- (7) その他甲の指示する書類

2 作業実施計画書の作成については、事前に甲と協議すること。

(主任技術者等)

第7条 乙において選任する主任技術者は、測量士の資格を有すること。その品質及び各工程を適切に管理するために地籍調査管理技術者、地籍工程管理士及び地籍主任調査員の資格を有する者とする。（資格を証する書類を添付）

- 2 乙において選任する現場代理人は、地籍調査管理技術者または地籍主任調査員の資格を有する測量士又は測量士補とし、C・D・E・F・G・H工程及び認証までの工程に精通し、実務経験を有する者とする。（資格を証する書類及び実績証明書を添付）
- 3 主任技術者、現場代理人とも乙と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。
- 4 乙は、一筆地調査作業に従事する際は、地籍調査管理技術者または地籍主任調査員の資格者を、常時現場に1名以上配置すること。
- 5 乙は、測量作業に従事する際は、測量士又は測量士補の資格を有するものを、常時現場に1名以上配置すること。

(受託検査者)

第8条 受託監督者（工程管理者）及び受託検査者は地籍調査に関係する法令の趣旨を理解し、地籍調査の各個別作業及び作業体系並びに工程管理技術に精通した者でなければならない。

(関係官公署との調整)

第9条 乙は、本業務を遂行するにあたり、関係官公署との調整が必要な場合は、甲と

共に対応すること。

(打合せ等)

第 10 条 協議・打合せについては、業務着手時、中間打合せ 1 回、成果品納入時の計 3 回を行うものとする。ただし、中間打合せは監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。打合せ協議は、打合せ事項を記録簿に取りまとめ、監督職員に提出し相互に確認すること。

(貸与資料)

第 11 条 本業務を実施する上で必要な資料等（甲以外の第三者が管理する資料等を含む。）は、甲が乙に貸与する。

2 乙は、本業務遂行上、貸与資料等の複製が必要な場合は、甲の承諾を得て行う。

3 乙は、貸与資料等及び第 2 項の複製品については、その重要性を認識し、破損・紛失・盗難等の事故のないように管理・取扱いを行う。

また、本業務の完了後あるいは使用済みの場合は、甲の照合を受け速やかに返却すること。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、本業務の遂行上知り得た事項（個人情報含む）については、本契約期間並びに終了後も第三者に提供、漏洩してはならない。

2 乙は、貸与資料を使用するにあたっては、資料内容に十分留意し、個人情報等の保護に万全を期すること。

3 乙は、業務上収集した情報を甲の許可なく複写及び加工、外部への持出し、並びに目的外使用してはならない。

4 個人情報保護の観点から、乙は、プライバシーマーク（P マーク）または、I SMS を取得している業者であることを条件とし、適正な個人情報保護のために、その規定に基づき本業務を遂行すること。（証明書を提出）

(受託者証明書及び土地立入)

第 13 条 乙は、本業務の実施にあたり甲が貸与する国土調査法第 24 条第 3 項の規定に基づく受託者証明書を常時携帯し、関係人の請求があれば、これを提示しなければならない。受託者証明書を所持しない者の現場への立ち入りを厳禁する。

2 乙は、本業務を遂行するにあたり、他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者または既住者等にその旨を通知すること。

3 乙は、業務終了後、速やかに受託者証明書を甲に返納すること。

(再委託)

第 14 条 乙は、工程管理及び検査に係る業務を再委託してはならないが、工程管理及び検査以外の業務については、契約締結後速やかに、再委託先を明記した書面を提出し、甲の許可を得て法人等に再委託することができるものとする。その場合、

乙は、再委託する法人等との契約関係を明確にするとともに、適切な指導及び監理を行わなければならない。

また、本市では、地籍調査において宇治市内に本店を有する業者（以下「市内業者」という。）の育成に取り組んでいることから、乙が市外業者である場合、再委託にあたっては、市内業者の中から選定するよう努めるものとする。

- 2 再委託を受けた法人等は、測量士の資格を有する者を再委託主任技術者として選任しなければならない。なお、再委託の成果に係る責任は、乙が負うものとする。
- 3 乙は、作業上再委託業者と個人情報やり取りする際は、FAX、メール等の通信機器を使用してはならない。
- 4 再委託業者の測量機器を使用する際は、検定証明書の写しを提出するものとする。

（工程管理表）

- 第15条 乙は、業務工程毎に作業内容、作業手法等を甲と協議を行い、協議結果を打合せ簿に記録し、その都度甲に提出すること。
- 2 乙は、甲に毎月の業務の進捗状況を翌月5日（5日が閉庁日の場合は、翌営業日）までに報告し、提出すること。なお、業務実施中に乙は甲から資料の提出を求められた場合は、定められた期日までに作成して提出すること。

（工程管理及び工程検査）

- 第16条 乙は、2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程や同細則に基づき工程毎の管理及び検査を行わなければならない。
- 2 乙は、作業者の自己点検から工程管理の点検までの間に、主任技術者等による自社点検を行うものとする。
 - 3 乙は、工程ごとに自社検査を行った後、甲の検査を受けなければならない。

（使用機械器具）

- 第17条 本業務に使用する測量機械器具は、国土地理院の検定機関名簿に登録された検定機関による検定証明書または主任技術者による測量機の点検確認書を本業務の着手時まで甲に提出し、承諾を得ること。

（安全の確保）

- 第18条 乙は、本業務の実施にあたり、次の各項により、地元関係者との無益な摩擦や紛争を起こさないよう細心の注意を払い、作業を実施すること。
- 2 交通及び保安に関係のある作業については、あらかじめ所管官公署と十分な打ち合わせの上施行すること。
 - 3 本業務従事者は常に言動には十分注意すること。
 - 4 本業務中に事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因経過及び事故による被害の内容について速やかに甲に報告すること。

(成果品の検査・納品)

第 19 条 乙は、本業務の成果品の検査については、主任技術者立ち会いの上、工程毎または業務完了後、甲の検査を受けること。

2 乙は、甲から本仕様書に適合しないものとして修正の指示があった場合は、乙はこれを速やかに修正し、再検査を受けること。

(成果品の瑕疵)

第 20 条 乙は、納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、甲の指示に従い必要な処理を乙の負担において行う。

(成果品の帰属)

第 21 条 本業務で使用された資料及び成果品等は、全て甲に帰属するものとし、乙は甲の承諾を受けずに他に公表、貸与してはならない。

(業務の完了)

第 22 条 本業務の完了は、乙は甲に第五章に定める成果品に業務完了届、納品書等を添えて提出し、検査に合格した時をもって完了とする。

(損害の賠償)

第 23 条 乙は、本業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲にその状況及び内容を連絡し、甲の指示に従い処理し、損害賠償の責任は乙が負うものとする。

(疑義)

第 24 条 乙が、本業務実施にあたり、本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、甲と協議の上、指示を受けること。

(必要経費)

第 25 条 本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として乙の負担とする。

(その他事項)

第 26 条 乙が、本業務実施にあたり、本仕様書によるもののほか、作業内容については、甲と協議の上、作業内容の変更を行うものとする。

第二章 業務の概要

(業務概要)

第 27 条 業務概要は次のとおりとする。

(1) 実施区域	西小倉地区
(2) 精 度	甲 2
(3) 調査面積	0. 0 2 k m ²
(4) 作業工程	H 工程
(5) 縮 尺	1 / 2 5 0
(6) 傾斜条件	平坦地
(7) 視通条件	市街Ⅱ
(8) 計画区総筆数	7 4 7 筆
(9) 一筆平均面積	3 3. 3 3 m ²
(10) 筆の形状	整形地
(11) 測量の方法	地上数値法

(業務内容)

第 28 条 作業工程は次のとおりとする。

- (1) 地籍図の作成 (H 1 工程)
- (2) 閲覧 (H 2 工程)
- (3) 申し出にかかる修正 (H 3 工程)
- (4) 複図作成 (H 工程)

(作業補助)

第 29 条 乙は、地籍調査事業 (2 項委託) 実施要領第三 (1) 「委託者が実施する業務」については、甲の作業補助に限って行うものとする。

第三章 地籍図及び地籍簿案の作成と閲覧、及び申し出に係る修正 (H 1 ～ 3 工程)

(業務内容)

第 30 条 本業務は、一筆地調査及び地積測定の結果に基づき地籍簿案を作成し、この地籍簿案及び一筆地測量により作成された原図を 2 0 日間一般の閲覧に供して、地籍図及び地籍簿並びに地籍図写しを作成する作業である。

(地籍簿案)

第 31 条 地籍簿案は、地籍調査票、調査図、原図及び地積測定成果簿に基づいて、地籍簿用紙に必要な事項を記載して作成するものとする。

第四章 地籍図写し（複図）の作成（H工程）

（地籍図写し）

第 32 条 地籍図写しは、つぎにより複製するものとする。

- 2 地籍図と同一縮尺であること。
- 3 ひずみがなく、かつ鮮明であること。
 - ・地籍図写しは、自動製図機（プリンタ等）を使用して作成する。
- 4 十分な耐久性が保証されていること。
 - ・地籍図写しの紙質は、原則として # 3 0 0 以上のポリエステルベースとし、熱処理されたものを使用する。
- 5 地籍図原図に変形を与えるような方法を用いてはならない。

第五章 成果品

（成果品）

第 33 条 本業務による納入成果品は次のとおりとする。

なお、成果品の様式等は「地籍測量及び地積測定における作業の記録・成果の記載例」及び「地籍簿作成要領」等によるものとする。

単位作業	記 録 及 び 成 果
3. H工程 地籍簿案作成 地籍図写し（複図）作成	①地籍簿案 ②地籍図写し（複図） ③一筆地積測量図 ④地籍図（調査区域全体が入っているもの）

- 2 地籍調査成果の電子納品については、監督職員と協議の上、実施するものとし、「地籍調査成果電子納品要領」及び「地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成する。

- 3 乙は、成果品とする記録媒体は、ウイルスチェックを行い、納品するものとし、その記録媒体は、甲が所有するウイルス検査用のパソコンで再度検査を行う。

なお、記録媒体には、業務名称・作成年月日・発注者名・ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名／ウイルス定義年月日／チェック年月日）・フォーマット形式をラベルに表示する。

宇治市個人情報取扱事務に関する特記仕様書

（基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者及び従事者）

第4条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、責任者に、従事者が本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様書を遵守させなければならない。

4 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

（派遣労働者）

第5条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合における守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（責任者及び従事者の教育及び研修）

第6条 受注者は、責任者及び従事者に対し、個人情報の保護、本特記仕様書において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

（再委託の禁止）

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は、個人情報の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得

なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地及び連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。

（目的以外の使用及び第三者への提供の禁止）

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得し、若しくは作成した個人情報（個人情報の全部又は一部を複製等した他の媒体を含む。以下同じ。）又は発注者から引き渡された個人情報を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製及び複製の禁止）

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報又は受注者が自ら取得し、若しくは作成した個人情報を発注者の指示又は承諾を得ることなく複製し、又は複製してはならない。

（作業場所の特定）

第10条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（個人情報の管理）

第11条 受注者は、この契約による業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。
- (3) 事前に発注者の承諾を得て、作業場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製し、又は複写しないこと。
- (4) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

(5) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(6) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(7) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

（個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去）

第12条 発注者から引き渡された個人情報のほか、この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が取得し、作成し、加工し、複写し、又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。

2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報を返還し、廃棄し、又は消去しなければならない。

3 受注者は、第1項の個人情報を廃棄し、又は消去する場合、当該個人情報を焼却、溶解その他の方法により判読及び復元ができないように確実な方法で廃棄し、又は消去しなければならない。

4 受注者は、第1項の個人情報を廃棄し、又は消去したときは、完全に廃棄し、又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄若しくは消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。

5 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（事故発生時の対応）

第13条 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該個人情報の漏えい等の事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報の漏えい等の事故があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、同項の指示に基づいて、当該個人情報の漏えい等の事故に係る事実関係を当該個人情報の漏えい等の事故のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該個人情報の漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（報告）

第14条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記仕様書の遵守状況を確認するために必要な範囲で、受注者に対して定期的に報告を求めることができる。この場合において、発注者が本特記仕様書に定める義務等を遵守させるために必要な指示をしたときは、受注者は、当該指示に従い速やかに是正措置を講じ、その内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

（監査及び検査）

第15条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記仕様書

に定める措置が講じられているか検証し、及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して、必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

第16条 発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17条 受注者は、本特記仕様書に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。